

マイナンバーのお届出をされていない

NISA口座を開設していただいているお客さまへ

NISA口座の「みなし廃止」措置に関するお知らせ

平素は当金庫に格別のお引き立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

令和3年度税制改正でNISA口座の「みなし廃止」制度が設けられたことにより、当金庫にNISA口座を開設されているお客さまのうち、当該NISA口座にて **2017年分までの一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーの届出をされていない(2018年以降の非課税投資枠が設けられていない)方**のNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって自動で廃止されます。

上記に該当するお客さまのうち、**2022年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、および当該NISA口座で保有中の2021年12月末で非課税期間が終了となる投資信託のロールオーバーを希望される方は、12月10日(金)まで※1にマイナンバーのご提供とともに、非課税口座開設届出書をご提出していただく**など、所要の手続きを行っていただく必要があります。

- 2021年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託について、ロールオーバーのお手続きをされなかった場合は、課税口座(一般口座または特定口座)に移管されます。
 - 2018年以降に当金庫でNISAを利用した新規投資をしている・非課税投資枠が設定されているお客さまは、すでにマイナンバーの届出をいただいておりますので引き続きNISA口座を利用することができます。
- ※1. 他金融機関との二重開設等で、年内に税務署から開設承認の通知がなかった場合は当該手続きが無効となる可能性がございます。なるべく日程に余裕をもったご対応をお願いします。

【NISA口座のみなし廃止について】

NISA口座の開設時期等	2022年以降の「みなし廃止」
2017年までに当金庫NISA口座を開設された方で、以下の2条件に該当するお客さま <ul style="list-style-type: none"> ・当該NISA口座に2017年分までの一般NISA非課税投資枠が設定されている ・2018年以降の一般NISA・つみたてNISA非課税投資枠が設定されていない 	マイナンバー届出および非課税口座開設届出書の提出がない場合は、 2022年1月1日をもってNISA口座が廃止されます。 (※2)

※2. 詳しくは、お取引店の窓口もしくは下記までお問合せください。

敬具

【お問合せ先】

埼玉縣信用金庫 資金証券国際部 (電話：048-526-1111)
受付時間／平日9:00～17:00